

書評と紹介

伊東多三郎著

日本近世史 (二)

時宜を得たものというべく、著者また人も知
る如く東大史料編纂所近世史料班長の要職に
あり、よく人を得たものといふことができる
であらう。

最近における日本近世史の研究はとくに社
会経済史の部門において数多くの労作を生
み、紹介されたところの幾多の新史料と相俟
つて学界に新知見を導入しつつあるのである
が、政治経済文化の全般にわたつての体系的
叙述としての概説書は未だ多くを見ない現状
である。もとより概説書は歴史研究の各部門
における研究成果の集成たるに止まらず、更
にそれらを体系化するところの透徹した史観
を要請するものであり、その叙述は軽々にな
し得るところではない。しかも日本近世史の
概説はそれがとくにわれわれ現代人の直接的
過去としての近世史における人間生活の全的
理解を可能ならしめるものである以上、その
出現は史家ひとしく待望するところであつ
た。この際本書の公刊を見たことはまことに

全篇三章より成る本書は副題にある如く、

享保—文化・文政期をその対象とするが著者
によれば此時期は封建制度の成立過程と爛熟
期を含むものとされ、享保以降を簡単に崩壊
過程と規定し維新前史としてののみ取扱うこと
を戒め、時代の歴史的法則の特質を理解する
必要が力説される。これ氏が序説において示
す本書叙述の立場の第一であるが、「人間生
活を支える精神的基盤」としての文化、「歴
史の独自の決定的推進力」としての国家権力
の持つ意義が強調されるところに第二の立場
を見出すことができる。

第一章封建制度の成熟においては、近世中
期までの貨幣経済発達の原因をば多数の軍事
的・家臣団の扶養、君主の權威の表示、幕府に
おける国費負担の増大と大名における参勤交
代の義務にもとづくところの幕藩財政の膨脹
に見出し、元祿・享保時代における商業的農
業の展開、農民の貨幣収入の増加を以て貨幣

経済発達の基礎と見たす見解を批判する。当
時における幕藩財政の実際を見れば歳入にお
いては貨幣収入への依存度の増加、歳出にお
いては貨幣支出の増大が目せられるのであ
り、農民よりの貨幣搾取が農村の側において
貨幣獲得熱をおこし貨幣経済化を促進する。
更に民間産業について見れば、当時における
地方特産物の発達は幕府諸藩の保護統制にま
つ所大であり、武家財政を主とする都市経済
の膨脹、幕藩財政に吸着する高利貸付資本の
発達が見られるのであるが、此の場合におい
ても武家財政の主要な役割が注意せられると
ともに一般に保守的品格を有するとされる間
屋資本の活動が当代産業の発達を促進した意
義を重視する。(第一節)

次に農村社会の研究に入るが、氏は先ず農
村の地域的特殊性を重視し、僅少の史料を以
て段階的規定を設けることの不可能を説く。
更に農村史の研究に社会学的方法の必要性を
強調され、近世初期における農民主権力の意
義を大家族の結合のうちに見出す。元祿・享
保時代における農民の独立はこの家族的結
合の弛緩を示すものでありそれは農民主の土

蒙的權威の退化ではあつても、そのことが直ちに村落社会の变革を意味するものではないとして、「蘇農主經營の崩壊に次ぐ本百姓經營の發展を段階的に規定することは、事実上「そぐわない」とする。次に元祿享保時代における貨幣經濟の發展が農村に及した影響について述べ、最も注目すべき現象として地主の土地兼併と小作制の發達とをあげる。ここで地主の社会的性格について耕作地主の活動を重視する氏は、近代的地主所有の萌芽を見ようとする新地主論、小作制の發達を前提とする寄生地主論、に対し反論を示している。

(第二節)

また当代における農民的土地所有制の發達と之による封建的危機の發生との關係に着目し、更に幕府による改革を封建的反動と考へて、農村社会の動向の中に、元祿享保時代の危機を見る立場に対しては、農民の土地所有權が領主權の強力な統制下に、きわめて脆弱な私法的内容を持つに過ぎないとして、これに反対する。氏によれば幕藩体制にとつて危機の根因は貨幣經濟の畸形的發達、貨幣の消費・流通面における偏在、にあり、その膨脹

の勢が政治的權力の統制の限界を越えるところに幕藩体制の危機が醸成されるのである。

(第三節)

第二章幕藩体制の消長においては、まづ將軍独裁政治の確立として享保改革を取上げ、農政・通貨政策が幕府の強力な統制下に一応の成功を見た所以を述べ、改革の本質をば幕府權力の集中強化と、変化しつつある社会經濟上の情勢における全体的均衡の回復にありとする。(第一節)

享保の改革につづく明和天明時代は攻利政策によつて一貫される田沼政權の成立によつて特色づけられるが、農政その他殖産興業政策に見られる攻利方針の基礎をなすものとして、通貨事情の安定を考え、票貨鑄造による經濟界の混乱を以て田沼惡政の一とする通説を批判する。しかるに右の攻利主義が政治の中核を侵蝕する時そこに政治の腐敗を生じ、賄賂政治が横行し、幕府体制の頹廢を見るに至る。經濟發展の利益が大部分封建的為政者と富商・投機的商人の手に握られたことは、当時における百姓一揆打毀等の社会的動搖の根因であり、かかる政治的危機の中において

田沼政權はその存立の基礎を喪失する。(第二節)

放漫政策を以て特色づけられる明和天明時代の後に来るのは老中松平定信による緊張政策、寛政の改革である。寛政の改革はその風教政策、經濟政策に見える保守的の性格を以て特色とするが前代において露出した危機を緩和し幕府延命の途を見出したことは、改革の失敗に終らなかつたことを示す。しかも武家政治の頹勢は如何ともなしたが、つづく文化文政時代においては、將軍大名の奢侈逸樂による政治腐敗と票貨濫發による不健全な經濟的繁榮が見られ、天保中期における幕政の危機を招来する因をなす。(第三節)

次に享保以降における貨幣經濟の發達は諸藩において深刻な財政難と領民の反抗を惹起し、藩制の危機を生ずるに至るが当時における藩制の特色は次の如くである。(一)小藩の慢性的衰運、(二)小藩における立藩基礎の弱化、(三)国産統制専売政策等による大藩の貨幣經濟への順応、(四)中小大名の疲弊と割拠性の減少、国持大名等の相対的獨立性の維持、譜代大名の官領化等による、幕藩体制における国

家機構性の増加、(藩)藩制内部において後に權力構造分裂の因をなしたところの近臣の抬頭。大藩小藩において事情を異にするとはいへ、藩制の危機を現出する点においては一である。政治的には権力強化経済的には殖産興業政策、領内富豪との提携を以て特色づけられるところの改革政策が諸藩によって強行されざるを得ない所以である。氏は藩政改革を幕府の方針とは直接の關係なく独自の立場から行われたものとし、幕藩体制全般に共通する政治史的範疇として取扱うことを不可なりとし、何ら變革性を有せずと断定する。

(第四節)

第三章封建的文化の大系においては、まず庶民文化の観点から元祿文化よりもむしろ享保以降を重視し、町人の階級的性格を分析することにより、庶民文化即町人文化と見なすことの早計なるを述べ、視野を郷村社会に迄拡大すべき必要を説く。(第一節)氏は本章において文化領域全般にわたつて叙述しておられるがここに注目すべき見解を摘記すれば次の如くである。

第一にあぐべきは、氏の徂徠学についての

評論である。氏は徂徠学を仁齊学との対抗、李正三子と荀子学説の集成により生じたものであるとし、その有する作為性と移植性とよりして徂徠学の過褒を戒める。氏によれば倫理よりも経済に関心を持ち、道德よりも詩文を愛し、修養よりも放恣を楽しむ徂徠の態度は文人の傍觀的逸樂的態度にすぎぬとされる。

次に国学の性格を時代的背景より論じ、幕末において郷村社会を地盤として、中間階級的性格を伸ばす所以を明らかにするが、当代における国学と復古主義の關係を論じて後者の動きのみを重視することを不可とする。

洋学については、その發達の意義は幕藩体制が要求し、助長したところの実学としての性格に求められ、その近代性を過大評価することを戒めている。

更に近世文化の基本構造として、通俗化された神儒仏三教が庶民精神の骨組をなしたことを強調し、庶民の支持の上に民間信仰の盛行を見たことの意義が重要視されている。

(第二節)

氏は更に第三節において当代における文芸演劇美術について概説を試みられ、最後に結

論として当代の特徴を次の四点に要約する。
(一)当代の文化は一般にいわれる如く頽廢期のそれではなく、封建制文化の大系の完成であること、(二)貨幣経済の膨脹に基く封建制度内部の矛盾の激化、(三)賀茂真淵・本居宣長・平賀源内・安藤昌益等に見られる如き、幕藩權力への抵抗、封建制への批判と懷疑の出現、(四)対外關係の憂慮によつて誘發されたところの危機意識。

以上によつて拙い紹介の筆をおく。紙幅の制約の故に十分意を尽くすことの出来ないのは遺憾であるが、著者の意を誤解する所なくば幸である。書中隨所に見られる氏の新見解は政治経済文化の各分野に於て示され、如上述べたところによつても頗る問題提起的である。その個々についてはまた別の機会他に適當な論者もあるう。全般を通じての感想の一要記すならば氏が近世中期以降の郷村社会における庶民文化の發達を重視せられるのであれば、氏もいわれる如く文化發展の基礎的条件としての社会的生産力の發展が当然前提とならなくてはならぬ。それ故とくに享保以降における郷村社会の發展を今少しく説明して

頂きたかつた。第二章において上部權力の推移を説くに詳しく、社会、下層の動向を説くに疎であるやうに思われる。

ともあれ本書の公刊により、近世史研究家は問題の所在を確かめ得るとともに、歴史研究の方法についても亦示唆される所少しとしないであらう。重ねて著者の研鑽に敬意を表するとともに、あまねく同学の方々に本書をお薦めしたいと思う。(一九五二年六月東京有斐閣発行、B 6 版三五〇円) 三吉希

仁井田陞著

中国法制史

中国社会の把握は、それぞれの場における個々の事象として把える限り、真の歴史を確然と提示し得ない。広い世界史の連関に於いてこれを眺め、中国社会の不斷の動きを見極める必要がある。とは言ふものの、実はその動的把握ということは、甚だ困難な事柄である。例えばローマ法にしても、ナポレオン法典にしても、今日のヨーロッパ社会を組成する系列の上に結実したものとして、社会構成

と共に相互連関して考究されているが、東洋における法制的研究の場合、過去の法制史に歴代法典の単なる解説にすぎぬ傾向が強く、その法が中国社会そのものに如何なる法的効果を顕現したかという点には十分なる考慮が払われなかつた。換言すればあまりにも權威主義的な旧中国の強圧の下に、身動きのとれぬ束縛を感じる為か、とかくその方面の研究に真正面からぶつかることを困難ならしめ、又ともすればそれを忌避したがる傾向さえあつたのである。この中であつて敢然とその茨の道に挺身されたのが、本書の著者である仁井田博士であつた。

博士は昭和三年東大を卒業後、主として中国法制史の研究に専念され、東洋文化研究所にあつて先づ昭和八年「唐令拾遺」を著わされた。唐代の律令は中国における異彩であるのみならず、近隣諸国に大きな影響を与えたものであるが、唐律の流伝に対して、唐令が殆んど伝わらなかつたのを、夥多の典籍より遺文を集積して、漸くその遺影を見出し得たのは、貴重な学界への貢献であつた。故にそれによる学士院恩賜賞受賞の榮は、試に当然

のことであつた。その後続いて、「唐宋法律文書の研究」「支那身分法史」「東洋的社会倫理の性格」等の優れた著作と共に、「中国農村社会と家長權威」(近代中国の社会と経済所収)「中国社会の封建とフューダリズム」(東洋文化五号所収)以下多くの諸論文を発表され、専ら中国の法制的研究に力を注がれたが、尚深く中国社会の内部まで解剖のメスを加えられんとする博士は、現在の我が国における中国法制史の第一人者と目しても過言ではなからう。

この博士の努力の結実が「中国法制史」である。本書は博士自らもその序に言われる如く、如上の諸研究の要点を各章に配置された著者従来の研究の総決算である。故に勿論この書が岩波全書という叢書の制約によつて、尚書き足りぬ憾はあるにしても、現在吾々の見得る中国法制史の概説書としては、学界の最高水準を示すものと言ひ得るであらう。しかも本書が独自の重みを持つ所以は、中国法制史の名を冠しているけれども、決してただ外形上の法制そのものだけの羅列に終らず、その基盤となつた社会道德倫理、経済